

## 消費生活条例に基づく不当な取引行為の指定項目

[現行：60 行為→改正後：61 行為]

<b>1 勧誘に関する不当な取引行為（29行為）</b>	<b>3 債務の履行に関する不当な取引行為（9行為）</b>
① 販売の意図を隠した勧誘	① 欺瞞・威迫・困惑等させる仕方による債務履行の強要
② 重要事項について不実を告げる勧誘	② 金銭調達を強制した債務履行の強要
③ 重要事項を告げないで行う勧誘	③ 心理的圧迫を与えての債務履行の強要
④ 断定的判断の提供による勧誘	④ 契約成立の一方的主張による債務履行の強要
⑤ 優良・有利誤認を招く勧誘	⑤ 支払い義務のない者への債務履行の強要
⑥ 法令等による義務と誤認させる勧誘	⑥ 事業者名等の不明示・偽装による債務履行の強要
⑦ 公的機関の職員等と誤認させる勧誘	⑦ 債務の履行拒否・履行遅延
⑧ 公的機関の委託等と誤認させる勧誘	⑧ 取引条件の一方的変更・一方的な履行の中止
⑨ 事業者名等の不明示・偽装による勧誘	⑨ 閲覧・開示等の拒否
⑩ 迷惑を覚えさせる仕方による勧誘	
⑪ 威圧的な言動による勧誘	
⑫ 心理的不安に乘じる勧誘	
⑬ 判断力の不足に乘じる勧誘	
⑭ 知識・経験・財産・収入等の状況に適合しない勧誘	
⑮ 虚偽の記載をそそのかす勧誘	
⑯ 心理的負担に乘じる勧誘	
⑰ 路上等における強引な勧誘	
⑱ 拒絶後の勧誘	
⑲ 電気通信手段を利用した不当な勧誘	
⑳ 過去の取引の情報を悪用した勧誘	
㉑ 資金調達を強要する勧誘	
㉒ 正常な判断ができない状態に陥らせて行う勧誘	
㉓ 不退去による勧誘	
㉔ 勧誘場所から退去させないで行う勧誘	
㉕ 次々販売による勧誘	
㉖ 抱き合せ販売による勧誘	
㉗ 商品等の一方的な供給による勧誘	
㉘ 事業活動の損失補償請求による勧誘	
㉙ 重要事項について誤認を招く表示による勧誘	
<b>2 契約内容に関する不当な取引行為</b>	<b>4 契約解除に際しての不当な取引行為（8行為）</b>
<b>(10行為→11行為)</b>	
① 消費者の利益を一方的に害する契約	① クーリング・オフ拒否、黙殺等による契約解除等の妨害
② 不当な違約金等を定める契約	② クーリング・オフについて不実を告げる契約解除等の妨害
③ 解約等を不当に制限する契約	③ 口頭のクーリング・オフへの不適切な対応による契約解除等の妨害
④ 合意した内容と異なる契約	④ クーリング・オフに伴う不当な支払いの要求
⑤ 不当な過量販売・長期契約	⑤ 商品の使用を誘導することによる契約解除等の妨害
⑥ 不当な管轄裁判所を定める契約	⑥ 繼続的供給契約の中途解約拒否
⑦ 返済不能に陥ることが明らかな者との契約	⑦ その他の解約等の拒否
⑧ 不当な免責条項を定める契約	⑧ 契約の解除等に伴う原状回復義務等の拒否・遅延
⑨ カード等の不正使用の責任を消費者に負わせる契約	
⑩ 名義借用契約	
⑪ 免責の範囲が不明確な条項を定める契約	
	<b>5 与信行為に関する不当な取引行為（4行為）</b>
	① 不当な取引行為を用いた契約と知っての与信契約
	② 重要事項の不告知・不実告知による与信契約
	③ 返済不能になることが明らかな者との与信契約
	④ 抗弁権接続による支払拒絶に対する不当な妨害